

## 第31回研究会

平成19年9月7日(金)午後2時  
消防庁舎 3階 大会議室

### 主な内容

#### 市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)案について

今回は、市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)案、第1部「市民へのアピール」、第2部「市民協働のまちづくり推進指針」の修正案について議論しましたが、中身の議論がほとんどできなかつたため、今回も引き続きこの内容を議論していきます。

- 【小林会長】市民協働センターを実際運営していく仕組みについて、具体的なことを話し合う時間は今回あまりないと思うが、整理していただいた太田委員から説明をしてほしい。
- 【太田委員】市民協働センターの仕組みについてこれまでの議論を整理した。市民協働センターの下部組織に情報ステーションがある。情報ステーション的活動をする県内各市町の組織の状況を見ると、名古屋市ではボランティア・NPOセンターであり、グループが会議や作業をすることができて大いに利用されている。そのようなあり方を考えている。そして、市民協働センターの下部組織として協働のテーマ設定の段階から議論する協働活動委員会、活動の評価をする協働活動評価委員会を設ける。名古屋市にはこのような仕組みはなく、われわれは違った形でやろうとしている。協働の担い手はいろいろで、愛知江南短大、社会福祉協議会、専門家、NPO、ボランティアグループ、市民、団体などで、活動委員会が把握していく。情報ステーションとも関連してくるが、協働の課題やテーマの設定をし、あるグループを対象にするのではなく、2つ以上のグループが協働という形で進めていく。また、協働活動評価委員会は、担い手からの提言を受けて施策を進めるための評価をしていく。補助金の申請が出た場合、協働のテーマのどこにあてはまるか検討してから採用していく。評価委員会には、公募委員の他に会計士、税理士、弁護士などの専門家にも入ってもらいたい。これが市民協働センターの大柱である。
- 【大倉委員】委員会のモデルはあるのか。委員会は重要な機能となる。議会との検討事項とはどのようなイメージか。
- 【太田委員】無いと思う。名古屋市でも情報ステーションの部分のみである。協働センターの委員は有償だと思うが、皆さんの意見も聞いていきたい。また、議会も評価を行う組織だから、調整がいるのかと思った。市役所の監査はどのような仕組みなのか。
- 【行政経営課長】監査は、別組織の監査委員が行う。委員には市議会議員も含まれている。
- 【大倉委員】委員会への提案内容を市が取り上げるかどうかから始まる。そうでないと

せっかくの案も前進しない。

【太田委員】補助金を受けて活動した実績報告などは議会と関係があるのか。細かいことまでは議会はチェックしないのか。

【行政経営課長】補助金の予算が確保されているのなら、協働委員会などで事業内容により補助の有無を検討してもらえばよい。

【尾関委員】補助金など市のお金を使つての協働の活動が議論になっているが、市のお金を使わない市民協働の活動もあるので、市民のみで取り組むものが大きく発展していくような方策を重視したい。前回、藤田委員が、市民協働センターを通さないともちづくりができないことを心配していたが、公金を使わない活動を広げるシステムとしても、市民協働センターは重要である。

【大倉委員】協働事業が市に利用されていると思われてはいけない。

【小林会長】議会は予算を承認し、その分配は行政の裁量に委ねられる。当然、ルールに基づいて行っている。近年はそこにも市民が入っていくようにもなっている。大枠として市民協働とは何かを固めて、具体的な話をしていく必要がある。そのようなときにはグループワークも必要かもしれない。

【尾関委員】市民協働の活動を選別してはいけない。委員会は市民協働をサポートするものにしたい。市民の利用を促進できる市民協働センターにしたいし、センターの利用促進をできるようにするのが協働活動委員会である。補助金での協働事業の選定を市に代わってやらせるかどうかも議論がいる。市民協働の目標に基づいて、公金の支出を伴う市民協働の活動や、公金を伴わない活動をサポートする委員会であれば素晴らしい。協働ではない市民活動をする市民に対してはどうするのか。このような人は市民協働センターに来られるのかどうかも議論する必要がある。

【小林会長】いろいろな市民協働を広く捉えて市民協働という人もいれば、限定的に考えている人もいる。このような委員会が他市でもあるかということであるが、四日市市では「市民活動ファンド」という制度がある。手を挙げた団体にお金を出すのだが、プレゼンテーションをしてもらって、金融機関の人や大学の先生、NPOの活動者が委員会をつくって評価しているので、それに近いものだと思う。

【大倉委員】メンバーは市で決めているのか。

【小林会長】そうだと思う。その面では、限界がある。また、センターの仕組みを作るとき、実際四日市市ではどうなのか、視察することも大切だが、それはそれとして、前回の協働ではない市民活動について、ガイドブックの素案について議論し、大枠を決めないといけない。前はどのような話だったのか、整理はしなかったと聞いたが、誰か紹介をしてほしい。

【大竹委員】前は、市民協働のまちづくりガイドブック案第1部・第2部の修正案の説明があった。議論は、市民協働の言葉の使い方だと思うが、まちづくりを目指すのは同じであるが、どこまでを協働というかということで、尾関委員は、個人と個人とが市民協働といい、団体同士は連携・協力というように分けるといった提案があった。協働のテーマを決めるまでは個人と個人との対等な関係での市民協働であり、

活動・実施の段階では、団体も関わってくるが、そちらは連携・協力ということであった。協働の第1ステップ、第2ステップということもできるが、あえて使い分ける必要があるのかという議論もあり、パネルディスカッションなどでは、それら全部を協働と言っていたのではないかと。全体を協働と言ったほうがわかりやすいのではないかと思うし、分けると説明しづらくなるのではないかという意見もあった。戦略計画との絡みがあり、協働の基本的な考え方に、協働は個人同士が担い手という考え方はない。そのあたりの整合性が議論の対象になる。

【小林会長】アイデア集約やテーマ出しを個人同士で連携していくことを市民協働ということは、異論はない。活動・実施の段階で組織が連携して動いていくことは市民協働に含まれるのかで意見が分かれたことになる。すべてを協働にするのか、個人に限定をするのか、戦略計画では、団体間の連携をむしろ協働とした。

【尾関委員】第1部、第2部の提案は、個人個人の協働を言っている。団体の代表者に個人として市民協働に携わってもらえばよい。団体を協働に入れたいという思いについてだが、私も今年2月までは団体も協働の担い手になると思っていた。また、昨年8月の暫定案の段階では、市民と市役所の協働や協働に団体を入れるべきではないという、明確な認識もなかった。もやもやしていたものを解消するためには、市役所は市としてではなく、市職員が協働に携わるということでもいいのではないかと。協働が対等なルールを持つなら、市では職員が協働の相手で、団体も代表者を入れればよい。団体として入るとどうしても持ち帰りが多くなる。市民協働センターを使えば、個人同士で環境グループを立ち上げるなどの組織を作ることができる。それができないときは市役所が入る。しかし、この場合は市民協働ではなく、連携、協力になる。大きな力が入ると市民協働にならなくなる。市役所が入るのであれば、最初から市役所が全てやってくださいということになる。まちづくりは市民協働のそれだけではなく、自由な選択で行えるとよい。「団体を入れて協働しましょう」では市民は二の足を踏んでしまうと思う。上手に協働を市民同士のものにして、市役所と一緒にやらなくてもできるまちづくりがあるということをアピールしないといけない。市民には市役所に対して、不信感を持っている人もいるし、最も大事なことは市民のエネルギーを引き出すことである。市長が市民にガイドブックの第1部、第2部をアピールすれば、ボランティアからも協働でやりたいという人も出てくる。また、今まででよいというところもある。協働について区別しないと混乱する。

【大竹委員】団体と団体とが連携する場合にルールはいらないのか。役割分担を明確にして、対等で行っていくことがルールだと思うが。協働ではないからルールを作らないということになるのか。団体間も含めてルールを作っておかないと市民協働センターが成り立たないと思う。また、団体間の協働、ルールは地域経営のあり方にも関わってくると思う。

【尾関委員】団体と団体とは、別のルールを作ればよい。地域を含めて、諸団体の連携・協力について、それぞれの取り合わせがある。例えば、市役所と医師会との連携と

いってルールがなくても、不都合はないだろう。市役所と短大と商工会議所で何か協力をする際、テーマや目的が決まっているときにルールが必要なことがあるが、市民へのアピールにそれを盛り込んで、内容がガラッと変わってしまう。市役所が入れば法的な裏づけがあるので、やらなければならないことになる。わざわざルールを作る必要があるのか。市民協働の運営ルールを作るということは、市民の力を結集するということに一番のテーマがあると思う。市役所、短大、農協、商工会議所など大きな団体が入ったのルールの適用は現実的ではない。

【小林会長】自立した個人が主体的にあるテーマ・目標に集まって活動していく。そのためのルールが必要だということなのだが、大竹委員は、団体間の協働、市役所も入ったの協働は従来からあるので、すべて入れて、市民協働とするべきだと言っている。

協働の例としての四日市市の事例だが、生活バス四日市という市民活動団体が主体で乗り合いバスを運営している。これは元々走っていたバスが廃止され、周辺住民が市に要望したが、市は市営では行わないと答えたので、困っているのなら、自分たちで運行しようということになった。この指止まれの形でお金を出し合って、グループを作った。これは個人同士の協働になる。資金的にも目途がつき、利用しやすいように住民アンケートも行い、どうすれば利用率が上がるか考えた。バスの運行や運輸局への手続きなどで市に相談したところ、バス会社に橋渡しをしてくれた。おかげで運行を委託して、事業をスタートすることができた。事業には、ノウハウがあるので、市はお金は出さなかったが、バス会社などへの橋渡しをした。どこまでが協働になるのか、こういったケースを通して、具体的なイメージができるのではないかと。

【尾関委員】これまでも市役所を含め団体間の協働も市民協働として取り組んできたが大竹委員が話したが、私は市民協働という形はまだ存在しないと思って、この研究会に参加してきた。現状の認識を一致させたい。

【大竹委員】言葉は、新しいものでも、協働の形になっている活動は従来からあった。しかし、役割分担や対等なルールはこれまでなかった。明確にしてやっていこうということになり、これまで、市役所が威圧的なこともあったかも知れないが、今後はルールで位置づけて協働していくものになったと理解している。

【尾関委員】協働の内容について、過去の活動を考えながら、これまでのことに当てはめるという意味合いで考えていいのか。

【大竹委員】明確な立場でやっていないが、類する事業形態があったということである。

【尾関委員】今までの市民活動を含めて、市民協働にしてもよいということは理解できる。対等な運営ルールで、これからも関わっていきたいという思いの団体もある。しかし、私は、新しく活動をする人たちの気持ちを考えて話している。意見交換会やパネルディスカッションでは、市民活動のままでいいという人も多かったが、あえて提案をした。ある程度の自信を持って、こういうすっきりとした考えもあるということにしないといけない。それを全部、市民協働にしては、主権者の市民に対

する善意の押し付けになり、失礼なことになると心配している人もいる。

【大倉委員】これまでは行政からの押し付けだった。対等な主権者なら、提案ややりとりができる。愛知県のルールブックには協働の形態として委託や補助などがあるが、この形態を広げて考えていくことはできないか。

【尾関委員】愛知県のルールブックを評価した発言だと思うが、県行政とNPOとは対等な関係になりえないと思っている。対等はありませんから、今回こういった提案をした。

【小林会長】どこまでルール化を広めるかという議論である。まだ発言されていない委員の意見も聞こう。特定の人のみが発言してはいけない。

## 休憩

【初山委員】大竹委員、尾関委員の意見のどちらというわけではないが、ある自治体のワークショップで、個人の資格で参加した人と団体の長が混じっており、議論が割れたときに、「私の団体には何十人も会員がいる。彼らの意見を背負っている」と話し、対等であるべきなのに、決めてしまった。そして、会が混乱し、市が仲介することになったが、「えらい人」を入れることはやめておこうという話になった。尾関委員はそういったこと心配していると思う。市民協働はどこまでかということ、四日市市の例では、市民が自主運行をしようとしたところまでが市民協働ではないか。市がお金を出してバス会社とやっていたら完全に市民協働ではないと思った。しかし、よく考えてみると市がバス会社や陸運局などの橋渡しをしたことによって、市民協働になっているのではないかとも思った。

【宮島委員】最初は市が提案したことに参加されて、それから発展されて続けて活動している方もみえる。この指止まれるの市民活動も、市からの提案で発展したこともあるので、市民協働との関係がよくわからない。市が提案したことによって押し付けだと言われる。職員も協働を勉強してやっていかないと押し付けだけの関係になるかもしれない。しかし、市から提案した事業も市民生活の向上を目標としており、目指すところは同じであるので、協働に含んでももらえないと寂しい。

【社協伊藤】協働するとは目的を共有することであり、お手伝いではない。プロセスの中にもエッセンスがあるので共有することが重要であり、そのような意識の中で役割分担していくことが必要である。これまでは社会福祉協議会という民間レベルで協働してきたという意識を持っている。そのような関わりにおいては、当事者同士に暗黙のルールがあって、皆で決めてきたというイメージである。行政と民間との市民協働という捉え方とは違うかもしれないが、ルールからはずれたら市民協働ではないという議論も出てくる。自分としては、協働の場へ個人としていく場合も社会福祉協議会としていく場合もあり、使い分けをしている。ルールということ言えば、福祉の現場はマイノリティーの人が多いので、制度や決め事で片づけられないことがよくある。

- 【太田委員】情報ステーションでは、団体が提案することもあるが、個人のボランティア募集もある。たとえば、個人が集まって乗り合いバスをやろうという提案を、協働活動委員会にかけて、情報ステーションで募集することもある。2～3の団体が集まって助成金をもらってやる場合もあるかもしれない。提案は個人もあるが、実際に活動する場合は団体も入るので、細かく個人か団体かと分けることはできないかもしれない。市民協働センターができれば、もっとたくさんの方が集まって、幅広い活動をすることができる。補助金については、社協の助成金は、1つの分野を支援していくもので、市が考えている補助金は、もっと大きなテーマで協働しての活動に対するものなので棲み分けはできている。こちらは、補助金を受けた活動が市全体に広がっていくことが必要である。
- 【早瀬委員】こんなことがやりたいという人が集まってやる場合、発展するまでだけが市民協働ではなく、長い目で見ていく必要があり、それには団体同士のつながりが必要である。市民協働センターができて、個人同士、団体同士の協働の両方を考えないといけない。
- 【岩根委員】目標や目的を考えることは個人であっても、活動に団体が入るのは自然のことである。それは太田委員と同じ意見である。
- 【太田委員】補助金の運用は、やはり年度ごとに区切る必要があるのか。
- 【行政経営課長】基本は単年度で、その間で成果を出すものにしないとけない。個人としてまちづくりのテーマで集まって団体ができる。担い手は、個人でも団体でもできる。例えば、尾北シニアネットが社会貢献をしたいと思い、市もインターネットの使える市民を増やしたいと考え、志を同じくして協働をしている。
- 【小林会長】今までの市役所と市民、民間団体の関係の中で、市役所は立案のところは手放さなかった。案を決めるところは市役所がやる。仕様もきっちり決めて、実施のところだけ市民の皆さんお願いしますという感じであった。これは民間のアイデアを活用して、よりよいものを作ろうというものではない。プランの部分で、市民の声をどう生かしていくか、評価の部分では、それは役立ったのか、評価するメンバーにはどういう人が入るか、どの過程のどのステージが協働なのかも考えないとけない。委託することも協働、いや市民の声を反映させた活動のみが協働、それは神学論争になってしまう。
- 【太田委員】立案するところは個人、担い手は個人の集合体と団体の集合体もある。協働評価委員会に出す基準は、将来それが市全体に広がるかどうかということが重要である。
- 【事務局】先ほど、協働を意識はしていないが協働というような形態は以前からあったという議論があったが、昨年、市役所が市民団体、区・町内会、教育研究機関などと一緒になって実施している事業の調査を協働事業調査として各課に行った。協働事業という言葉は、市役所内ではこのとき初めて使ったのではないかと思う。公園の管理をNPOに委託している事業もあるが、ルールがないので単なる委託と変わらないやり方で関係していると思う。ルールができれば、市民協働の手法でやろう

と決めたものは、作ったルールを守りながら進めていかなければならなくなる。そもそも「市民協働のまちづくりをはじめてみませんか」とアピールしていくのは何のためかと言えば、市民の力を結集するためであり、そのためのルールをここでやっているのである。ルールとして対等の関係で進めていきましょうということは、一緒に活動するお互いは、どちらが上でどちらが下でもなく、どちらが主導権を持ってどちらが従っていくということでもないという意味だと思っている。それは、プロセスの中の全てでそうであって、立案の段階が個人で実行の段階で団体同士が係わってくるなどと分けて考える必要はないのではないか。

【大倉委員】情報を持っている側とそうでない側があって、市役所は情報を多く持っている所以对等にはなりえない。情報が多いほうに説得されてしまう。

【事務局】ルールに情報を共有するとあるのでそれを守り、対等になるように努めなければならない。

【小宮委員】団体と個人の問題も大切だが、個人と個人の問題もあると思う。例えば、地域に問題が起きてても、地域を住みやすいまちにしようとする方法が、できるだけ他人と関わらないとか、深入りしないで挨拶程度の付き合いにとどめることが賢いやり方だと思っている人がとても多い。しかし、結果的には、それが地域そのものを崩壊させ、さらに住みにくいまちを生み出している。人と深く関わることは、傷つくことが多く疲れるので避けようとする心理が働いている。身内の甘えの介在する人間関係をこなすだけで精一杯の人たちも多い。しかし、身内の人間関係をこなすエネルギーの何分の1かのエネルギーで地域づくりはできると思う。

お年寄りの問題にしても、地域の中で支え合うシステムをつくらなければ、やがて家族だけで老いを抱え込むことになり、介護疲れで共倒れとなってしまう。

安心して子育てをするために、安心して働き続けるために、安心して老いるために、共に生きるシステムづくりをしておくことが、長い将来にわたって、ゆとりある生活を築く礎となることに気付かなければ地域づくりはできないと思う。

まずは、地域に問題が起きたときには、みんなの問題として、前向きに話し合う習慣が必要だと思う。

【小林会長】皆で話し合うことは市民の力を引き出すという気運につながるということで、個人同士のみか、それとも全部が協働になるのかということからは離れて、市民協働で市民の力を引き出すルールを考えようという提案であったと思う。市民の力を引き出すには、市民が役所の考え方を上回ったアイデアを出し合って、いいまちづくりをしていこうというものを市民協働にすることが大切である。今までは、市役所が抑圧していたところもあると言う人もいるだろうが、みんなで話し合うことを定義していったらどうだろうかという提案だった。

【加藤委員】前回ぐらいから指針の内容として協働の担い手が個人に変わってきた。PDCAサイクルで言えば立案から評価までが市民協働であり、団体同士の連携・協力も市民協働だと思う。市がNPOに単なる委託をすることは協働ではないと思う。協働活動委員会では協働でやるべきこと、そうでないことのルールも必要になる。

立案のところは協働活動委員会の仕事でもある。これは、市民協働センターの内容が固まればおのずとついてくる。協働センターの仕組みを説明していただいていたことでもあるので、具体的なものを議論したほうが明確になってくるのではないか。協働センターの考え方を平行して議論して、センターの仕組みぐらいはできていたほうがよいかもしれない。

【小林会長】理屈よりも市民協働センターの仕組みを固めたほうが、市民協働全体のイメージができるという意見もある。

【加藤委員】尾関委員の意見からはっと気づくこともあった。ある程度市民協働センターの機能もつめていかないといけませんが、市職員はセンターの運営にどう関わっていくのか。

【大倉委員】協働に委託が入るのか、入らないのか。入れない方がいい。

【行政経営課長】地元の公園の管理という委託もあるが、花を植えるなど地元としての企画もある。

【小林会長】立案、決定を含んで委託になるけれど、それは委託ではなく移管だというのが大倉委員の持論である。

【大倉委員】多様な価値観を認めていくことが必要であり、話し合いがなかったら認められない。

【小林会長】皆で話し合うことで多様な価値観を反映できる。

【宮島委員】大倉委員が言うことはわかる。押し付けにならないようにということを入れてはどうか。

【尾関委員】市民から信託されて、公僕として市民協働のまちづくりの促進をすることは、市職員の責務だけれど、市役所職員が一市民として、自主的、自発的な意思で市民協働に参加できるようなルールを提案している。同様に市役所のほうから市民にまちづくりを押し付けるような提案でもない。市民協働の担い手の一員に個人としての市職員、団体の代表も入っているところに意味を見出してほしい。協働委員会にも案では市役所は入っていない。対等にならないから抜いてある。市民は行政とは対等になりえない。それをカバーするために市職員、団体の代表も一市民として市民協働への参加を保障する提案になっている。団体と個人の協働は失敗することは目に見えている。民間団体も含めて対等にはなりえない。市民協働のルールの核になるのは、対等になることなので行政が入ることはありえない。個人との関係ではないといけない。対等の関係をルールからはずしたら、魂のないガイドブックになってしまう。

【大倉委員】第2部指針の市の施策に「市職員の能力開発」という項目があるが、これは難しいことである。

【小林会長】市民協働はあくまで個人との関係として対等であり、それを変更することはガイドブックから魂を抜いてしまうことだというのが尾関委員の意見である。市役所を含めて個人と団体を分けては考えられないし、市役所や団体のことも意識しないといけないということでこれらを外すことはしない方がいいという議論もある。

【太田委員】市民協働の仮想テーマを出して、その進め方がガイドブックにあうのか、シミュレーションをすると焦点が絞れてくるのではないかと思う。そのイメージをつかむために、次回は岩根委員の現在の活動を紹介いただき、具体的な事例にそって市民協働を考えていってはどうか。



次回は、太田委員の提案で、岩根委員にNPOとしての協働の事例として現在の活動を紹介いただき、その事例を市民協働ガイドブック案(仮称)に当てはめながら議論していくことといたしました。